

平成 29 年 2 月

事業主 各位

日本自動車厚生年金基金
清算事務局

日本自動車厚生年金基金解散のお知らせ

当基金は、平成 28 年 10 月 27 日に解散決議を行い、同月末に国へ特例解散の申請を行っていましたが、このたび平成 29 年 1 月 30 日付で当基金の特例解散が厚生労働大臣より認可されましたことをご報告させていただくとともに、「納付計画承認書」と「納付計画に基づく納付の猶予について」をお送りいたします。

解散が認可されましたので、今後、当基金は清算人のもと清算業務を行ってまいります。

つきましては、解散に伴う加入員・年金受給者・年金待期者の皆様の今後についてのご通知は下記のとおり、また、事務等のお取扱いを次頁以降 Q & A 形式でご案内させていただきます。

事業主の皆様にはお手数をおかけいたしますが、なにとぞよろしく願いいたします。

記

加入員の皆様へ

別添の「将来年金を受け取る加入員の皆様へ」をお手数ですが加入員の皆様へ配布（コピーをしてください）、回覧していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、FAXでお申し込みをいただきましたら、当基金で必要枚数をコピーしてお送りいたします。

年金受給者・年金待期者の皆様へ

当基金清算事務局より、それぞれの方へ案内文書を送付いたします。

今後、当事務局は、「清算事務局」として 1 年半～2 年程度、清算業務を行ってまいりますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせくださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先

日本自動車厚生年金基金 清算事務局

電話 03-5333-5525

Q 1. 基金への掛金はいつまで納めることになるのか

- A. 平成 28 年 12 月分（平成 29 年 1 月 31 日納付期限）までとなります。
平成 29 年 1 月 23 日に引き落としをさせていただきました。

Q 2. 厚生年金保険料は変更になるのか

- A. 平成 29 年 1 月分（2 月末引き落とし分）から変更になります。
36/1000 が基金から国への納付に切り替わります。

| | <u>28 年 12 月分まで</u> | | | <u>29 年 1 月分から</u> | |
|------------|---------------------|-------|--------|--------------------|-------|
| | 事業主 | 本人 | | 事業主 | 本人 |
| 厚生年金保険料 | 72.91 | 72.91 | 国 | | |
| | | | 145.82 | | |
| 基本標準掛金（*1） | 18 | 18 | 基金 | 181.82 | 90.91 |
| | | | 36 | | 90.91 |
| 基本特別掛金 | 28 | | 基金 | *2 | |
| 加算標準掛金 | 12 | | | | |
| 事務費掛金 | 2.7 | | | | |
| | 133.61 | 90.91 | 計 | 181.82 | 90.91 |
| | | | 224.52 | | |

- *1 基本標準掛金は、本来国に納めるべき厚生年金保険料の一部を基金に納めていただいていた掛金ですので、平成 29 年 1 月分からは厚生年金保険料として国に納付することになります。
- *2 基本特別掛金・加算標準掛金・事務費掛金は基金独自の掛金ですので、基金解散により消滅します。

Q 3. 基金への各種届出はいつまでか

- A. 下記の書類以外は不要となります。

なお、下記の書類が未提出の場合は早急に届出をお願いいたします。

取得届 平成 28 年 12 月 31 日 取得分まで
喪失届 平成 29 年 1 月 29 日 退職分まで
月額変更届 平成 28 年 12 月 変更分まで
賞与支払届 平成 28 年 12 月 31 日 支払分まで

Q 4. 基金解散に関して、年金事務所に対して行う手続きはあるか

- A. ありません。

加入員すべての方は 1 月 30 日が当基金の資格喪失日となります。

近日中に管轄年金事務所から「厚生年金基金脱退通知書」が届きます。